

沖縄県交通デジタルシステム活用検討業務に関する

公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の内容

「令和7年度沖縄県交通デジタルシステム活用検討業務仕様書」のとおり

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に本店又は支店がある法人であり、沖縄本島内のデジタルシステム等に係る事項に精通しており過去5年間にデジタルシステム関連の、調査・研究等を行ったことがあること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)第百六十七条の四

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の規定に該当しないこと。
共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表企業が応募を行い、代表企業は上記全て、その他構成員は上記(1)を除く全ての要件を満たすこと。

3 提出書類

- (1) 質問票(様式1)
- (2) 応募申込書(様式2)
- (3) 企画提案(様式3-1)及び企画提案書(様式3-2または任意様式(A4縦))
仕様書の「3. 業務の内容(1)～(6)」に基づき、企画提案書を作成すること。
 - ・枚数の指定は無い。
 - ・フォントは原則11ポイント以上とする。
 - ・図、グラフ等の掲載可。

(4) 会社概要書(様式4)

(5) 会社の業務実績(様式5)

過去5年間に受託した類似業務実績について、記載すること。

※記載内容に重大な詐称等があった場合には、優先交渉者の取消とする。

(6) 業務実施体制(様式6)

別紙(A4任意様式)で、実施体制の指揮系統、作業分担がわかる図、予定技術者名(共同企業体の場合は会社名も)を記載の上、添付すること。なお、実施体制等については、選定委員会終了後に協議の上、変更を求める場合がある。

(7) 業務工程表(様式7または任意様式)

(8) 宣誓書(様式8)

(9) 見積書(任意様式)

総額 18,750,000 円(消費税[10%]込み)の範囲内で、以下の計算式により本業務に係る経費(追加提案事項含む)を見積もること。この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

また、本業務に係る委託契約は、契約額を上限に業務の実施に要した経費を支払う準委任契約であり、本業務の実施に要する全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要である。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合があるため、本業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、支出の用途を明らかにすること。

直接人件費＋直接経費（＋再委託費）＋一般管理費＋消費税

① 直接人件費

別添『委託費積算基準』及び『人件費に関する経理処理』を確認すること。

② 一般管理費

自社の一般管理費率または10%以内のいずれか低い率とする。

別添『委託費積算基準』及び『一般管理費に関する経理処理』を確認すること。

(10) 共同企業体の場合は、共同企業体資格申請書(様式9)及び共同企業体協定書(任意様式)を1部ずつ提出すること。

4 提出部数

(1) 上記3の(3)～(7)、(9)

10部(用紙はA4縦判で、番号の順に編さんし、長辺綴じ、両面印刷)

(2) その他

1部

5 企画提案書等の提出

(1) 質問票(様式1)

ア 受付期間

公告日～令和7年9月 29 日(月) 17 時

イ 提出方法

質問票(様式1)を、下記 Mail アドレスに送付

(必ず担当者に電話で Mail の受信を確認すること。)

送付用 Mail アドレス:aa015500@pref.okinawa.lg.jp

ウ 回答方法

県ホームページにて回答を掲載する。

(2) 様式1以外

ア 受付期間

公告日～令和7年 10 月3日(金) 12 時

※9:00～17:00(休日、祝日を除く)

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部交通政策課 陸上交通班 担当:比嘉、新城

電話 098-866-2045

ウ 提出方法

持参または郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出

(郵送の場合は、必ず担当者に電話で到達を確認すること。)

6 審査について

提案者が4者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、4者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

(1) 第1次審査(第2次審査対象者の選定)

ア 企画提案者が多い場合、本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準に基づく審査により4者程度を選定する。

イ 選定結果は、企画提案者全員に速やかに通知する。

(2) 第2次審査(選考の実施)

企画提案書に対するヒアリングを実施する。

日時:令和7年10月8日(水)予定

※但し、応募状況等によっては、書面審査に変更することがある。

7 優先交渉者の選定

(1)優先交渉者の選定方法

選定委員会による審査を経て、選定された最優秀企画提案書の企画提案者を優先交渉者として選定する。

(2)委員会における評価基準

本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準による。

(3)結果の通知

対象者に速やかに通知する。

※審査内容・経過等に関する問い合わせには応じない。

(4)契約の締結

優先交渉者との協議の上、締結する。

ただし、優先交渉者との協議が整わない場合は、委員会における評価順位(ポイント)が次点の者を優先交渉者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書及び関係資料は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等については公表しない。